

平成十六年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則  
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項及び第四項、第五条第一項並びに第六条第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同法及び関係行政機関が所管する関係法令を実施するため、関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を次のように定める。

（趣旨）

**第一条** 関係行政機関が所管する法令（告示を含む。以下同じ。）に基づく手続等及び複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立若しくは監督に関する手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号。以下「法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除き、この規則の定めるところによる。

2 関係行政機関が所管する法令に基づく手続等及び複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立若しくは監督に関する手続等（法第六条から第九条までの規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合は、他の法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除き、法及びこの規則の規定の例による。

**第二条** この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 関係行政機関 一の法令を所管している複数の行政機関（法第三条第二号イに掲げるものをいう。以下同じ。）であつて別表各号に掲げるものをいう。
- 二 共管申請等 法令中同一の規定に基づき関係行政機関に属する複数の行政機関に同一内容の書面等若しくは電磁的記録を提出すべきこととされている申請等又は複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立若しくは監督に関する申請等であつて、当該複数の行政機関が定めるものをいう。
- 三 窓口行政機関 共管申請等が行われるべき複数の行政機関のうち、当該共管申請等が行われるべき複数の行政機関のうち、窓口行政機関として当該複数の行政機関が定めるものをいう。
- 四 窓口以外の行政機関 共管申請等が行われるべき複数の行政機関のうち、窓口行政機関以外のものをいう。
- 五 電子署名 次に掲げるものをいう。
  - イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名
  - ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することとその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
  - ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することとその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名
- 六 電子証明書 申請等を行う者又は行政機関等が電子署名を行つたものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（法第六条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機において識別することができるものに限る。）であつて、次に掲げるものをいう。
- イ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成したもの
- ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成したもの
- ハ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

（適用範囲）

**第三条** この規則は、関係行政機関に属する行政機関又は行政機関の長が告示で定めるところにより、関係行政機関が所管する法令に基づく手続等及び複数の行政機関の所管に係る公益法人を所管する行政機関又は行政機関の長が告示で定めるところにより、当該公益法人の設立又は監督に関する手続等について適用する。

（申請等に係る電子情報処理組織）

**第四条** 法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、申請等が行われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該行政機関等が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

**第五条** 法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等が行われるべき行政機関等が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに提出すべきこととされている書面等（次項に規定する書面等）に記載すべきこととされている書面等（次項に規定する書面等）に記載されなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等が行われるべき行政機関等が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されなければならない。

3 前二項の規定により申請等を行う者は、入力した事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等が当該申請等を行つた者を確認するための措置を別に定める場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。



2 法第七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、その情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すること又は第九条ただし書に規定する措置を行うことをいう。

3 法第九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、作成等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することをいう。

**(委任)** 第十五条 この規則に定めるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、関係行政機関に属する行政機関又は行政機関の長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の廃止)

第二条 内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年内閣府・財務省令第四号)は、廃止する。

附 則 (平成一九年一月四日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

この命令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第二百十八号)の施行の日(平成十九年一月九日)から施行する。

附 則 (平成二十四年九月一四日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号)

この命令は、原子力規制委員会設置法の施行の日(平成二十四年九月十九日)から施行する。

附 則 (平成二十五年三月二九日内閣府令・総務省令・法務省令・外務省令・財務省令・文部科学省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令・環境省令・原子力規制委員会規則・防衛省令第一号)

この命令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日内閣府令・総務省令・法務省令・外務省令・財務省令・文部科学省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令・環境省令・原子力規制委員会規則・防衛省令第一号)

この命令は、就学前の子どもに係る教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年一二月二八日内閣府令・総務省令・法務省令・外務省令・財務省令・文部科学省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令・環境省令・原子力規制委員会規則・防衛省令第二号)

この命令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。

附 則 (令和元年一一月一三日内閣府令・総務省令・法務省令・外務省令・財務省令・文部科学省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令・環境省令・原子力規制委員会規則・防衛省令第一号)

この命令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附 則 (令和一年三月三一日内閣府令・総務省令・法務省令・外務省令・財務省令・文部科学省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令・環境省令・原子力規制委員会規則・防衛省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一一月二五日内閣官房令・内閣府令・総務省令・法務省令・外務省令・財務省令・文部科学省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令・環境省令・原子力規制委員会規則・防衛省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月三〇日内閣官房令・内閣府令・総務省令・法務省令・外務省令・財務省令・文部科学省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令・環境省令・原子力規制委員会規則・防衛省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年七月一六日内閣官房令・内閣府令・カジノ管理委員会規則・総務省令・法務省令・外務省令・財務省令・文部科学省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令・環境省令・原子力規制委員会規則・防衛省令第一号)

この命令は、令和三年七月十九日から施行する。

附 則 (令和三年八月一三日内閣官房令・内閣府令・カジノ管理委員会規則・総務省令・法務省令・外務省令・財務省令・文部科学省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令・環境省令・原子力規制委員会規則・防衛省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年九月一四日内閣官房令・内閣府令・カジノ管理委員会規則・総務省令・法務省令・外務省令・財務省令・文部科学省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令・環境省令・原子力規制委員会規則・防衛省令第一号)

この命令は、令和三年九月一日から施行する。

**附 則**（令和四年七月二二日内閣官房令・内閣府令・カジノ管理委員会規則・デジタル庁令・総務省令・法務省令・外務省令・財務省令・文部科学省令・厚生労働省令・農林水産省令・経産業省令・国土交通省令・環境省令・原子力規制委員会規則・防衛省令第一号）  
この命令は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和五年一月二八日内閣官房令・内閣府令・カジノ管理委員会規則・デジタル庁令・総務省令・法務省令・外務省令・財務省令・文部科学省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令・環境省令・原子力規制委員会規則・防衛省令第一号）  
この命令は、公布の日から施行する。

**別表**  
**(第二条関係)**

一 内閣官房及び総務省	一 の 二 内閣官房及び防衛省
一 の 三 内閣府及び総務省	一 の 三 内閣府及び総務省
二 内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省	二 の 二 内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省
二 の 三 内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省	三 の 二 内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省
四 内閣府、総務省、法務省及び国土交通省	四 内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省
五 内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	五 の 二 内閣府、総務省及び財務省
六 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省	六 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省
七 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省	七 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省
八 内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省	八 内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省
九 内閣府、総務省及び文部科学省	九 内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省
十 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省	十 内閣府、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省
十一 内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省	十一 内閣府、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省
十二 内閣府、総務省及び国土交通省	十二 内閣府、総務省及び国土交通省
十三 内閣府及び法務省	十三 内閣府及び法務省
十四 内閣府及び法務省	十四 内閣府及び法務省
十五 内閣府、法務省及び財務省	十五 内閣府、法務省及び財務省
十六 内閣府及び財務省	十六 内閣府及び財務省
十七 内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省	十七 内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省
十八 削除	十八 削除
十九 内閣府、財務省及び厚生労働省	十九 内閣府、財務省及び厚生労働省
二十 内閣府、財務省、厚生労働省及び農林水産省	二十 内閣府、財務省、厚生労働省及び農林水産省
二十一 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省	二十一 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省
二十二 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省	二十二 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省
二十三 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省	二十三 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省
二十四 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省	二十四 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省
二十五 内閣府、財務省、農林水産省及び経済産業省	二十五 内閣府、財務省、農林水産省及び経済産業省
二十六 内閣府、財務省及び経済産業省	二十六 内閣府、財務省及び経済産業省
二十七 内閣府、財務省及び国土交通省	二十七 内閣府、財務省及び国土交通省
二十八 内閣府及び文部科学省	二十八 内閣府及び文部科学省
二十九 内閣府及び厚生労働省	二十九 内閣府及び厚生労働省
三十 内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省	三十 内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省
三十一 削除	三十一 削除
三十二 内閣府及び農林水産省	三十二 内閣府及び農林水産省

三十四	内閣府及び経済産業省
三十五	内閣府及び国土交通省
三十五の二	内閣府、国土交通省及び原子力規制委員会
三十五の三	内閣府及び原子力規制委員会
三十五の四	内閣府及び防衛省
三十五の五	カジノ管理委員会及び法務省
三十五の二	カジノ管理委員会及び国土交通省
三十五の六	デジタル庁及び総務省
三十五の七	デジタル庁、総務省及び財務省
三十五の八	デジタル庁及び法務省
三十六	総務省、法務省及び経済産業省
三十七	総務省及び財務省
三十八	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省
三十九	総務省、財務省、農林水産省及び国土交通省
四十	総務省及び文部科学省
四十一	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省
四十二	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省
四十三	総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省
四十四	総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省
四十五	総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省
四十六	総務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省
四十七	総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省
四十八	総務省、農林水産省及び国土交通省
四十九	総務省及び経済産業省
五十	総務省、経済産業省及び国土交通省
五一	総務省及び国土交通省
五十二	法務省及び厚生労働省
五十三	法務省及び農林水産省
五四	法務省及び国土交通省
五十五	外務省及び財務省
五十六	外務省、財務省及び経済産業省
五十七	外務省、農林水産省及び経済産業省
五十八	財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省
五十九	財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省
六十	財務省及び厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省
六十一	財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省
六十二	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省
六十三	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省
六十四	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省
六十五	財務省及び農林水産省
六十六	財務省、農林水産省及び経済産業省
六十七	財務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省
六十八	財務省及び経済産業省
六十九	財務省及び国土交通省
七十	文部科学省及び厚生労働省

- 七十一 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省
- 七十二 文部科学省及び経済産業省
- 七十三 削除
- 七十四 文部科学省及び国土交通省
- 七十五 厚生労働省及び農林水産省、経済産業省及び国土交通省
- 七十六 厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省、環境省及び防衛省
- 七十六の二 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省
- 七十七 厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省
- 七十八 厚生労働省及び経済産業省
- 七十九 厚生労働省、経済産業省及び国土交通省
- 八十 厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省
- 八十一 厚生労働省、経済産業省及び環境省
- 八十二 厚生労働省及び国土交通省
- 八十三 農林水産省及び経済産業省
- 八十四 農林水産省、経済産業省及び国土交通省
- 八十五 農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省
- 八十六 農林水産省、経済産業省及び環境省
- 八十七 農林水産省及び国土交通省
- 八十八 農林水産省及び環境省
- 八十九 経済産業省及び国土交通省
- 九十 経済産業省、国土交通省及び環境省
- 九十一 経済産業省及び環境省
- 九十一の二 経済産業省及び原子力規制委員会
- 九十二 国土交通省及び環境省
- 九十二の二 国土交通省及び原子力規制委員会
- 九十三 前各号に掲げるもののほか、二以上の行政機関をもつて構成する関係行政機関であつて当該二以上の行政機関又は行政機関の長が告示で定めるもの